平成２２年（フ）第９号
山口県長門市日置上6020番地５
債務者　大下　仲子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１０号
山口県萩市大字椿595番地１
債務者　中村　　章
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１３号
山口県萩市大字浜崎新町36番地、前住所大阪府大阪市西区南堀江２丁目３番20―502号
債務者　松本　隆司
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１５号
山口県萩市大字平安古町130番地24
債務者　松田　理恵
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第６２号
長崎県大村市松山町620番地、前住所長崎県諫早市長田町196番地１
債務者　川添　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
長崎県大村市竹松本町831番地５
債務者　馬場みゆき
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
長崎県諫早市森山町田尻598番地
債務者　亀井　正文
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４４７号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２番８―202号
債務者　齋藤　一真
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
仙台市若林区沖野６丁目５番３―102号
債務者　大友　英男
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
仙台市若林区沖野６丁目５番３―102号
債務者　大友　　栄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
宮城県岩沼市桜２丁目８番16―102号
債務者　三神　春美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
仙台市泉区将監６丁目３番８―43号
債務者　熊谷　知子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
茨城県高萩市赤浜667番地の３
債務者　坪井　早苗
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５１号
茨城県日立市久慈町６丁目12番12号、前住所茨城県日立市茂宮町568番地
債務者　宇佐美　釗
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第５５号
茨城県北茨城市磯原町豊田1046番地３、前住所茨城県北茨城市磯原町上相田96番地９
債務者　西山　　守
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６２号
茨城県日立市相田町１丁目15番20―104号、前住所茨城県日立市本宮町４丁目25番12号
債務者　松原　明子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第９号
栃木県真岡市久下田西３丁目27番地　ウェスタリーヴィラ302号
債務者　平澤　和義
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部